

○ 大阪市競争入札参加停止措置要綱

制 定 平成 7 年 4 月 1 日

最近改正 令和元年 9 月 27 日

(目 的)

第 1 条 この要綱は、大阪市が発注する工事請負、物品調達、業務委託及び修繕請負等の契約（以下「調達契約」という。）について、大阪市契約規則（昭和 39 年規則第 18 号）第 8 条第 2 項に規定する有資格者（以下「有資格者」という。）に対する競争入札参加停止措置（変更及び解除を含む。以下「停止措置」という。）等に関し、必要な事項を定める。

(停止措置)

第 2 条 契約管財局長は、別に定める大阪市競争入札参加停止措置審査委員会（以下「委員会」という。）の協議を経て、停止措置を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、有資格者が別表第 5 項、第 6 項、第 7 項、第 8 項又は第 11 項の規定に該当するときその他契約管財局長が必要がないと認めるときは、委員会の協議を経ることなく、当該有資格者に対して停止措置を行うことができる。

3 前 2 項の停止措置が行われたときは、大阪市契約規則第 3 条の規定により市長の契約締結権限を委任された局長等（以下「局長等」という。）及び水道局長は、停止措置の期間（以下「措置期間」という。）が満了するまで、当該停止措置を行った有資格者を調達契約の入札に参加させてはならない。入札参加資格の承認（入札ごとに実施するものをいう。以下同じ。）又は指名の通知もまた同様とする。

4 当該停止措置を行った有資格者に対して、入札参加資格の承認、指名又は落札候補者であることの通知をしているときは、これを取り消さなければならない。

(停止措置の基準)

第 3 条 有資格者が別表の各項（以下「別表各項」という。）に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、情状に応じて別表各項に掲げる期間を基準として期間を定め、当該有資格者に対して停止措置を行うものとする。

2 共同企業体の構成員が有資格者であって、有資格者ではない共同企業体が別表各項に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、当該有資格者について前項の規定を適用する。ただし、当該有資格者が明らかに当該停止措置の責を負わないと認められる場合を除く。

(下請負人等に対する停止措置)

第 4 条 契約管財局長は、停止措置を行う場合において、当該停止措置の原因となった事案について責を負うべき有資格者である下請負人又は再委託先（以下「下請負人等」という。）のあることが明らかになったときは、当該下請負人等について、元請負人又は受託者の措置期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、停止措置を併せ行うものとする。

第 5 条 削 除

(措置期間)

第6条 措置期間は、契約管財局長が当該措置要件に該当する事実を確認した日から起算する。

- 2 措置期間は1月単位とする。措置期間を変更する場合にあってもまた同様とする。
- 3 有資格者が一の事案又は一の原因により別表各項の措置要件の二以上に該当するときは、当該措置要件ごとに定める措置期間のうち最も長期のものを措置期間とする。
- 4 措置期間中の有資格者が、別の事案又は別の原因により別表各項の措置要件若しくは第13条第1項又は第2項の規定に該当するときは、再度停止措置を行うものとする。
- 5 措置期間の加重後及び延長後の措置期間は、36月を超えてはならない。短縮後1月未満となる場合（解除は除く。）の措置期間は1月とする。
- 6 措置期間中の有資格者が、合併、会社分割又は事業譲渡により、本市入札参加資格の全部又は一部を承継させた場合は、本市入札参加資格を承継した有資格者に対しても停止措置を行う。

(措置期間の特例)

第6条の2 有資格者が一定の期間内に同種の措置要件に該当することとなるときの停止措置については、次の各号に定める要件にしたがい期間の加重を行うものとする。

- (1) 別表第5項、第6項、第7項又は第8項の措置要件に該当するとして行われた停止措置の措置期間満了後3年を経過するまでの間に、それぞれ同表第5項、第6項、第7項又は第8項のいずれかの措置要件に該当することとなる行為を行ったとき

当該措置期間を2倍とする加重

- (2) 前号に掲げる措置要件以外の措置要件に該当する事実を契約管財局長が確認した日から1年以内に同種の措置要件に該当することとなる行為を行ったとき

当該措置期間に1月加算する加重

- 2 有資格者が別表各項の措置要件に該当することとなる基の事実が、当初の停止措置を行う前のものである場合は、前項の規定による加重措置は行わないものとする。

第6条の3 談合情報又は談合疑義事実（以下「談合情報等」という。）を得た場合で、有資格者から当該談合を行っていないとの誓約書が提出されたのにもかかわらず、当該事案について別表第6項第2号の措置要件に該当することとなったときは、当該措置期間を36月まで延長することができる。

- 2 有資格者が、停止措置を行う前に、大阪市競争入札参加者心得第4条第1号から第3号までの規定に違反した事実を認め、かつ、証拠書類を提出するなど事実関係の解明に積極的に協力したと契約管財局長が認めるときは、別表第13項第1号アの規定による措置期間を2分の1まで短縮することができる。
- 3 有資格者について、悪質な事由があるとき、又は重大な結果を生じさせたとき、若しくは情状に応じて、当該措置期間を2倍まで延長することができる。
- 4 有資格者について情状酌量すべき理由があるときは、当該措置期間を2分の1まで短縮することができる。
- 5 有資格者が、別表第6項に該当する場合において、課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときは当該措置期間を2分の1とする。
- 6 措置期間中の有資格者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかになったときは、別表各項及び前各項に定める期間の範囲内で措置期間を変更することができる。
- 7 措置期間中の有資格者が、当該事案について責を負わないことが明らかになったと認

められるとき、又は、別表第 13 項第 3 号による措置期間を経過した有資格者から書面（様式 1）による停止措置の解除の申出があり、改善が認められたときは、停止措置を解除する。

第 6 条の 4 停止措置は、原則として、第 1 条の規定により有資格者に対し停止措置を行うものとするが、新たに入札参加資格を有した者が、資格を有する前から一定の期間内に措置要件に該当していた時においても、次の各号の定める要件にしたがい停止措置を行うものとする。

- (1) 措置要件の対象は、別表第 5 項、第 6 項、第 7 項又は第 8 項の規定に該当するときとする
- (2) 資格を有する前に、前号に定める措置要件に該当することとなった日から起算して、資格を有する日においても措置期間中であるとき
- (3) 措置期間は、資格を有した日から、前号において措置要件に該当することとなった日から当該措置期間の終期の日までとする
- (4) 前号における措置期間は、1 月単位とする。なお、措置期間に端数が生じた場合には、端数については 1 月として措置を行うものとする

（事故報告）

第 7 条 有資格者は、大阪府内において施工する工事について、事故が生じたときは速やかに本市に対して、書面（様式 2）により事故報告をしなければならない。ただし、本市発注工事以外の工事については重大な事故に限る。

- 2 大阪府内において履行される業務その他について、事故が生じたときは、前項の規定を準用する。
- 3 有資格者が事故報告を怠った場合には、措置期間を 2 倍に延長することができる。

（停止措置の通知）

第 8 条 契約管財局長は、停止措置を行い、措置期間を変更し、又は停止措置を解除したときは、当該有資格者に対し速やかに書面（様式 3～5）による通知を行うものとする。ただし、契約管財局長が通知する必要がないと認めるときは、通知を省略することができる。

（停止措置の公表）

第 9 条 契約管財局長は、停止措置を行ったとき又は措置期間を変更したときは、速やかにその旨について公表を行うものとする。ただし、第 13 条第 1 項の規定による停止措置は除く。

- 2 契約管財局長は、停止措置を解除したときは、直ちに公表を取り下げるものとする。

（随意契約の相手方の制限）

第 10 条 局長等は、措置期間中の有資格者を随意契約の相手方としないものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、本市事業実施上重大な支障を及ぼすと認められ、かつ、緊急の必要がある場合には、措置期間中の有資格者を随意契約の相手方とすることができる。ただし、当該停止措置の原因となった事由が本市工事の死亡事故で著しく安全対策を怠っていた場合、又は著しく反社会的な行為の場合は、この限りでない。
- 3 前項本文の規定により、措置期間中に随意契約を締結した場合には、当該有資格者の措置期間を 1 月延長することができる。

(下請等の禁止)

第 11 条 局長等は、措置期間中の有資格者が本市の契約の全部又は一部を下請けし、若しくは受託し、又は契約保証人となることを承認してはならない。

(停止措置に至らない事由に関する措置)

第 12 条 契約管財局長は、停止措置を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格者に対し、書面による警告又は注意の喚起を行うことができる。

(経営不振等)

第 13 条 当該有資格者が経営不振に陥ったと認められるときなど契約管財局長が契約の相手方としてふさわしくないと認めるときは、当該有資格者に対して停止措置を行うものとする。

2 有資格者が、本市入札参加有資格者名簿に登録するために提出した営業所所在地等報告書に記載されている所在地において、営業所の存在又は当該営業所の営業実態が確認できないときは、前項の規定を準用する。

3 前 2 項において、当該有資格者から書面（様式 1）による停止措置の解除の申出があり、かつ、第 1 項の場合にあっては経営不振の改善が認められるとき、第 2 項の場合にあっては、営業所所在地等報告書に記載されている所在地に営業所が存在し、又は営業実態が確認できるときは、停止措置を解除する。

第 14 条 削 除

(大阪市入札等監視委員会への報告)

第 15 条 契約管財局長は、第 2 条の規定により行った停止措置の運用状況について、大阪市入札等監視委員会に報告するものとする。

(苦情処理手続等)

第 16 条 停止措置並びに警告及び注意喚起に対する苦情処理手続は、別に定める。

2 前項の手続については、停止措置の通知において教示しなければならない。

(その他)

第 17 条 この要綱に定めのない事項又はこの要綱により難しい場合は、契約管財局長は、委員会の協議を経て措置を決定する。

附 則

1 この要綱は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正前の大阪市競争入札指名留保基準（昭和 61 年 4 月 1 日施行）に基づき指名留保を受けているものは、この要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正前の大阪市競争入札指名停止措置要綱（平成 7 年 4 月 1 日施行）に基づき指名停止を受けているものは、この要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 第6条第4項の規定による特例措置は、平成16年4月1日以降に誓約書が提出されたものについて適用し、この要綱の規定にかかわらず、既に誓約書が提出されているものについては、従前の例による。

- 3 改正前の大阪市競争入札指名停止措置要綱（平成13年4月1日施行）に基づき指名停止を受けているものは、この要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 改正前の大阪市競争入札指名停止措置要綱（平成16年4月1日施行）に基づき指名停止を受けているものは、この要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 改正前の大阪市競争入札指名停止措置要綱（平成17年4月1日施行）に基づき指名停止を受けているものは、この要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の大阪市競争入札指名停止措置要綱第11条の規定は、この要綱の施行の日以後に締結された契約について適用する。
- 3 改正前の大阪市競争入札指名停止措置要綱（平成18年4月1日施行）に基づき指名停止を受けているものは、この要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年6月1日から施行する。
- 2 改正前の大阪市競争入札指名停止措置要綱（平成19年4月1日施行）に基づき指名停止を受けているものは、この要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 改正前の大阪市競争入札指名停止措置要綱（平成19年6月1日施行）に基づき指名停止を受けているものは、この要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 改正前の大阪市競争入札指名停止要綱（平成20年4月1日施行）に基づき指名停止を受けているものは、この要綱の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年10月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の大阪市競争入札指名停止措置要綱別表第2項第1号の規定は、この要綱の施行の日以後に措置要件に該当する場合について適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 改正前の大阪市競争入札指名停止要綱（平成21年10月1日施行）に基づき指名停止を受けているものは、この要綱の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 改正前の大阪市競争入札指名停止要綱（平成22年4月1日施行）に基づき指名停止を受けているものは、この要綱の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年9月1日から施行する。

- 2 この要綱による改正前的大阪市競争入札指名停止要綱に基づき指名停止を受けている者の指名停止期間については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正前的大阪市競争入札指名停止要綱（平成 23 年 9 月 1 日施行）に基づき指名停止を受けているものは、この要綱の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 改正前的大阪市競争入札指名停止要綱（平成 24 年 4 月 1 日施行）に基づき指名停止を受けているものは、この要綱の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正前的大阪市競争入札指名停止要綱（平成 24 年 10 月 1 日施行）に基づき指名停止を受けているものは、この要綱の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 26 年 7 月 3 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正前的大阪市競争入札参加停止措置要綱（平成 26 年 10 月 1 日施行）に基づき停止措置を受けているものは、この要綱の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正前的大阪市競争入札参加停止措置要綱（平成 27 年 4 月 1 日施行）に基づき停止措置を受けているものは、この要綱の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 別表第 2 項第 7 号の規定については、本市に平成 30 年 10 月 1 日以降に提出された施工体制台帳の写し（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第 15 条第 2 項関係）による社会保険等の確認に基づき、通知を行ったものから適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 2 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 改正前的大阪市競争入札参加停止措置要綱（平成 30 年 4 月 1 日施行）に基づき停止措置を受けているものは、この要綱の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

別表

措 置 要 件	措置期間
1 過失による粗雑な契約の履行等 (1) 本市契約の履行に当たり、過失により粗雑にしたと認められるとき（かしが軽微であると認められるときを除く） ア 過失による粗雑な契約の履行が原因で、重大な事故を生じさせ、又は市民生活に著しい影響を及ぼすなどの重大な損害（以下「重大な損害」という。）を与えたとき 4 月 イ アに掲げる場合のほか、契約の相手方として不適当であると認められるとき 3 月 (2) 本市発注工事に係る工事成績評定及び測量・建設コンサルタント等業務（以下「建設コンサルタント等業務」という。）に係る成績評定が不良であると認められるとき 2 月 ア 工事成績評定点が 60 点未満のとき イ 建設コンサルタント等業務委託（建築及び建築設備工事に係る設計業務、工事監理委託業務）に係る成績評定点が 60 点未満のとき ウ 建設コンサルタント等業務委託（イを除く建設コンサルタント等業務）に係る成績評定点が 55 点未満のとき (3) 本市契約の履行に当たり、施工管理等が不良で再三指摘しても改善しないとき 2 月 (4) 大阪府内で履行される公共契約で前 2 号に掲げるもの以外のものの履行に当たり、過失により粗雑にした場合において、かしが重大であると認められるとき 2 月	
2 契約違反等 (1) 正当な理由がなく、契約を締結後契約を履行せず解除がなされたとき ア 契約相手方の責に帰すべき事由により契約解除となったとき 12 月 イ アに掲げる場合のほか、会計年度内に履行ができず、かつ、本市の予算の都合上契約解除となったとき（次年度に随意契約により契約を締結し、履行を完了する場合に限る。） 3 月 (2) 正当な理由がなく、落札決定（随意契約による業者決定を含む）後契約を締結しなかったとき 6 月 (3) 正当な理由がなく、開札後落札決定前に候補者を辞退したとき 3 月 (4) 本市契約の履行に当たり、契約に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき 2 月 (5) 履行期限を遅延したとき ア 遅延が 1 月以内のとき 1 月 イ 遅延が 1 月を超えるとき 2 月 (6) 物品の納入等について減価採用したとき 1 月 (7) 本市発注工事において、下請負人が社会保険等加入の届出をした事実を確認することのできる書類の提出を求める通知を本市から受けたにもかかわらず、指定する期日までに、正当な理由がなくこれを提出しなかったとき 1 月	
3 公衆損害事故 (1) 本市発注工事等の施工、遂行に当たり、安全管理の措置が不適切であった	

ため、公衆に事故を生じさせ、または損害を与えたとき	
ア 重大な事故を生じさせ、又は重大な損害を与えたとき	3 月
イ 負傷者を生じさせ、又は損害（軽微であると認められるときを除く）を与えたとき	2 月
(2) 大阪府内における一般工事等の施工、遂行に当たり、安全管理措置が不適切であったため、重大な事故を生じさせ、又は重大な損害を与えたとき	2 月
4 工事等関係者事故	
(1) 本市発注工事等の施工、遂行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者の事故を生じさせたとき	
ア 重大な事故を生じさせたとき	2 月
イ 負傷者を生じさせたとき	1 月
(2) 大阪府内における一般工事等の施工、遂行に当たり、安全管理措置が不適切であったため、工事等関係者の重大な事故を生じさせたとき	1 月
5 贈賄	
(1) 有資格者である個人、有資格者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書きを付した役員を含む。）、そのほかの役員又はその支店若しくは営業所（常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者（以下「役員等」という。）又はその使用人（役員等以外の者又は当該有資格者との雇用関係の有無に関わらずこの項に掲げる行為に関与したと認められる者（以下「使用人等」という。）が本市の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき	36 月
(2) 前号に掲げる者が、本市以外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき	
ア 役員等	12 月
イ 使用人等	6 月
6 独占禁止法違反行為	
(1) 本市契約に関連し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条又は第 8 条第 1 号に違反し、刑事告発を受けたとき（有資格者である法人の役員若しくは使用人等又は有資格者である個人若しくはその使用人等が刑事告発を受け、又は逮捕された場合を含む。以下同じ。）	36 月
(2) 前号に掲げるもののほか、本市契約に関連し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき	18 月
(3) 本市契約以外の契約（以下「一般契約」という。）に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号に違反し、刑事告発を受けたとき	12 月
(4) 前号に掲げるもののほか、一般契約に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき	6 月
7 刑法上の談合等	
(1) 有資格者である個人、有資格者の役員等、又はその使用人等が本市との契約に関して競売・入札の妨害、不正な談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき	36 月

(2) 前号に掲げる者が一般契約に関して競売・入札の妨害、不正な談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき ア 役員等 イ 使用人等	12 月 6 月
8 あっせん利得処罰法違反行為 有資格者である個人、有資格者の役員又はその使用人が、公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成 12 年法律第 130 号）に違反した容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき (1) 本市契約に関するもの (2) 一般契約に関するもの	12 月 6 月
9 虚偽記載 (1) 本市契約に係る一般競争入札及び指名競争入札において、当該入札に係る競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他の入札に関する調査資料に虚偽の記載（電子入札での場合を含む。）をし、または、建設業法第 24 条の 7 第 1 項に規定する施工体制台帳その他の契約後の提出書類に虚偽の記載をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき ア 入札参加資格の要件に関わるものその他重大なもの イ ア以外のもの (2) 定期又は随時の本市入札参加資格申請時において、入札参加資格申請書、添付書類等に入札参加資格に関わる事項について、故意又は過失により虚偽の記載（電子申請での場合を含む。）をしていたとき	4 月 3 月 1～24 月
10 暴力行為等 有資格者である個人、有資格者の役員等、又はその使用人等が、本市職員への暴力、脅迫、暴言、侮辱、威圧的な言動その他取引相手方として不適当と認められる言動を行ったとき	12～24 月
11 建設業法違反行為 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の規定に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき (1) 有資格者である個人、有資格者の役員等、又はその使用人等が、本市契約（本項においては下請け契約も含む。）に関連して、建設業法違反の容疑により逮捕、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき (2) 前号に掲げる者が、一般契約に関して、建設業法違反の容疑により逮捕、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき ア 役員等 イ 使用人等 (3) 本市契約に関連して建設業法の規定に違反して行政処分をうけたとき ア 営業停止処分 イ 指示処分 (4) 一般契約に関して建設業法の規定に違反して行政処分を受けたとき ア 営業停止処分 イ 指示処分	12 月 6 月 3 月 5 月 4 月 3 月 2 月

(5) 経営事項審査の虚偽申請により行政処分を受けたとき ア 営業停止処分 イ 指示処分	4 月 3 月
(6) 建設業法第 29 条に基づき許可取消処分を受けたとき ア 同条第 1 項第 5 号又は第 6 号に基づく取消処分 イ アの処分以外の取消処分	6 月 3 月
12 その他の法令違反	
(1) 業務に関し、有資格者である個人、有資格者の役員又はその使用人が業務に関する法令違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき、若しくは、有資格者である法人が公訴を提起されたとき	1～12 月
(2) 前各項に掲げる場合のほか、有資格者である個人又は有資格者である法人の役員等が禁こ以上の刑にあたる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁こ以上の刑若しくは刑法（明治 40 年法律第 45 号）の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不適当であると認められるとき	1～12 月
13 不正又は不誠実な行為	
(1) 大阪市競争入札参加者心得に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき ア 談合など入札（競争により相手方を選定する方法によるものを含む。）の公正を害すべき行為又は公正を害するおそれがある行為をした事実が認められるとき（第 4 条第 1 号～第 3 号関係）	4 月
イ 大阪市談合情報等対応マニュアルに基づく事情聴取に応じない又は誓約書を提出しないなど本市職員の指示に従わないとき（第 4 条第 4 号関係）	12 月
ウ ア又はイに掲げる場合のほか、契約の相手方として不適当であると認められるとき	1～12 月
(2) 第 12 条に定める警告を受けた場合において、1 年以内に当該警告の原因となった行為を再び行ったとき	1～12 月
(3) 本市に登録している営業所が不適切と認められた場合において、本市から改善の指示を受けたにもかかわらず改善措置を講じないとき又は改善の指示の受け取りを拒否したとき	1～12 月 ただし、措置期間を経過し、かつ、改善が認められるまで
(4) 業務に関し、各種法令に違反し監督官庁から処分を受け又は法令に基づき商号等を公表され、契約の相手方として不適当であると認められるとき	1～3 月
(5) 前各項に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をしたとき、その他契約の相手方として不適当であると認められるとき	1～12 月
(6) 大阪市暴力団排除条例の規定に従わないとき	
ア 同条例第 8 条第 2 項の規定に基づく誓約書を提出しなかったとき	3 月
イ 同条例第 9 条第 2 項の規定に基づく報告を本市にしなかったとき	2 月

令和 年 月 日

大阪市契約管財局長 様

所 在 地
有 資 格 者 名
代 表 者 氏 名
(担当者名・連絡先)

印

競争入札参加停止措置解除願

令和 年 月 日付 大契第 号により、当社に対し行われた競争入札参加停止措置について、大阪市競争入札参加停止措置要綱第 6 条の 3 第 7 項（又は第 1 3 条第 3 項）に基づき解除願います。

※必要書類については、手続きによって異なりますので、個別に契約管財局契約部契約制度課へお問い合わせ願います。

令和 年 月 日

大阪市契約管財局長 様

有資格者名

代表者氏名

印

(担当者名・連絡先)

事故報告書

大阪府内において発生しました事故について、大阪市競争入札参加停止措置要綱第 7 条第 1 項に基づき、下記の通り報告いたします。

【工事等名称】

【工事等場所】

【発注者】 ※本市発注以外の工事等の場合のみ。

【関係下請業者名及び所在地】 ※ある場合のみ。

【発生年月日】

【発生場所】

【事故概要】

【被害状況】

【警察署、労働基準監督署等の見解】

※本書提出時点で示されていない場合は、示された時点で速やかに報告する旨記載。

【事故原因及び今後の対応について】

※本様式は参考様式であるため、本市発注の工事等における事故については、当該工事等所管所属の指示に従い、適宜必要な様式により報告を行うこと。

※本市発注以外の工事等における事故については、下記資料を添付の上報告すること。

- ・工事等及び事故の詳細に関する資料（現場写真、現場概要図、施工体系図、施工計画書、作業手順書、当日の時系列等）
- ・労働基準監督署及び警察署への報告書（写）
- ・安全対策・教育の実施に関する資料
- ・その他本市が指示するもの

大契第
令和 年 月 日 号

様

大阪市契約管財局長 ○ ○ ○ ○

競争入札参加停止措置通知書

このたび、貴社について次のとおり競争入札参加停止措置を行うこととしたので通知します。

記

- 1 措置期間
令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
- 2 措置項目
大阪市競争入札参加停止措置要綱別表第○項
(措置要件)

※ 上記措置に関して不服がある方は、本通知を受け取った日（郵送の場合は到達日）の翌日から起算して14日（日曜日、土曜日、祝日及び12月29日から1月3日までを含まない。）以内に、苦情申立てを行うことができます。

また、措置期間中に当該措置に関する事情変更があった場合、当該措置の解除又は措置期間の短縮が行われないことについて不服がある方は、措置期間内であればいつでも、苦情申立てを行うことができます。

手続の詳細については、大阪市電子調達システムにおいて公開されている「大阪市競争入札参加停止措置に係る苦情処理手続要領」をご覧ください。

大契第
令和 年 月 日 号

様

大阪市契約管財局長 ○ ○ ○ ○

競争入札参加停止措置期間変更通知書

このたび、次のとおり令和 年 月 日付大契第 号による競争入札参加停止措置を変更することとしたので通知します。

記

1 変更事項

停止措置期間について「令和 年 月 日から令和 年 月 日まで」を「令和 年 月 日から令和 年 月 日まで」に変更する。

2 変更理由

※ 上記措置期間の変更に関して不服がある方は、本通知を受け取った日（郵送の場合は到達日）の翌日から起算して14日（日曜日、土曜日、祝日及び12月29日から1月3日までを含まない。）以内に、苦情申立てを行うことができます。

また、措置期間中に当該措置に関する事情変更があった場合、当該措置の解除又は措置期間の短縮が行われないことについて不服がある方は、措置期間内であればいつでも、苦情申立てを行うことができます。

手続の詳細については、大阪市電子調達システムにおいて公開されている「大阪市競争入札参加停止措置に係る苦情処理手続要領」をご覧ください。

大契第 号
令和 年 月 日

様

大阪市契約管財局長 ○ ○ ○ ○

競争入札参加停止措置解除通知書

このたび、次のとおり令和 年 月 日付大契第 号による競争入札参加停止措置を解除したので通知します。

記

- 1 停止措置解除年月日
令和 年 月 日
- 2 解除理由

※ 上記措置の解除に関して不服がある方は、本通知を受け取った日（郵送の場合は到達日）の翌日から起算して14日（日曜日、土曜日、祝日及び12月29日から1月3日までを含まない。）以内に、苦情申立てを行うことができます。

手続の詳細については、大阪市電子調達システムにおいて公開されている「大阪市競争入札参加停止措置に係る苦情処理手続要領」をご覧ください。